

金沢市 中小企業 国内特許等 取得支援事業補助金

申請期限

特許権等の取得から
3か月以内

金沢のものづくりを担う高度な知識や技術の保護及び活用を支援するため
特許権及び実用新案権の取得にかかった経費の一部を補助します。

対象者

特許権・実用新案権を、令和8年6月25日以降に
出願し、取得した中小企業等

※直近3年以内に取得実績がある中小企業等は対象外となります。

詳しくはHP内「中小企業国内特許等取得支援事業補助金申請要領」をご覧ください。

対象経費

- 1 特許権・実用新案権の出願料
- 2 出願にかかる弁理士費用

補助率等

補助率 | 中小企業者 **1/2** 小規模企業者 **2/3**
限度額 | **10万円**

金沢市 商工労働課 工業振興係

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1-1 第一本庁舎 5階

076-220-2205

syoukou@city.kanazawa.lg.jp

詳しくはHPから→



お問い合わせ